

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2006.8.10発行〈通巻第361号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●「東洋」(河内長野市)石綿被害 近隣で中皮腫死亡	2
●2006年アジア・アスベスト会議レポート	5
●アスベスト報道ダイジェスト2006年7月	7
●製造業元方事業者による総合的安全衛生管理のための指針 改正労働安全衛生法を読む②	8
●韓国からのニュース	18

「東洋」(河内長野市) 石綿被害 近隣で中皮腫死亡

地元家族の会が会社、行政に情報公開、対策要求

「石綿新法」が施行された3月27日の1年前の昨年4月、河内長野市在住の森本隆一さんは胸膜中皮腫で亡くなられた。

森本さんは(株)東洋(旧東洋石綿)から約100mに、生きてから24年間住み、工場のそばを通学し、敷地内で遊ぶことも多かった。周囲への粉じん飛散を証言する住民もいる。職業上の曝露歴が見あたらないことから東洋の石綿が原因とみられる。

森本さんの妻みどりさんは、石綿新法の救済給付を申請中だ。

安全センターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は、石綿新法施行直前に被害者相談会を開催したが、このとき森本さんの妻、兄のご遺族が相談に来られたことから取り組むことになった。

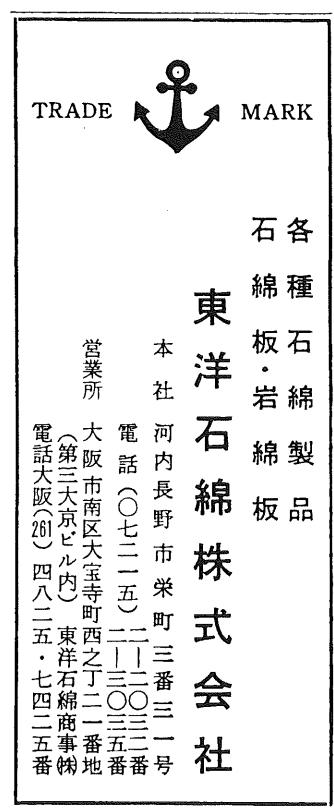
逃げる会社、 鈍い行政

森本さんたちは地元自治会関係者といっしょに東洋に対して、説明を求めたが会社はなかなか出てこようとしなかった。安全センターなどもいっしょに何度か地元で対策会議を行い、ここに来ていた市や市議会関係者に東洋に対する指導も要請してきた。

隆一さん中皮腫死亡の件は、当初から会社、行政関係者に伝えて対応を要請していたが、対応は非常に鈍かった。

会社が森本さんたちの説明会要請にやつと応じたのは、7月14日だった。

説明会には、地元自治会、安全センター、



「石綿」に掲載されていた東洋石綿の宣伝

中皮腫・じん肺・アスベストセンターの永倉冬史事務局長、患者と家族の会世話人の古川和子さんが参加、東洋からは児山社長と息子の専務他1名が出席した。

東洋が提出した資料は、手書きの、ごく最近の石綿使用実績・周辺環境測定記録・元社員の管理区分決定状況だけ（しかも9名のみ。改めての元従業員の調査は実施していない模様。会社によると、決定時管理1だった女性が5年前に石綿肺で死亡し、労災認定している。）。

1914年創業とされる古い歴史をもつ企業としては、まったくお粗末な情報「公開」だった。

工場でどのような製品を、どのような方法で、どのくらい生産していたのか。作業環境対策、周辺環境対策はどうだったのか。元従業員の健康被害状況の詳細は？。

会社の姿勢を批判し、再度の説明会開催を要求する声が強かったのは言うまでもない。

説明会と前後する形で、森本さんは「河内長野アスベスト被害者とその家族の会」(大北保隆会長)をつくり、会社と行政に対する署名活動を開始している。

500人以上が街頭署名

河内長野家族の会は患者と家族の会といっしょに、8月26日、河内長野駅前で街頭署名活動をおこなった。署名は、会社側からの十分な情報公開、行政に対して積極的な対応・会社への指導を求めるもので1時

河内長野の 石綿工場

住民、中皮腫で死亡

52歳男性 近隣に24年間居住

7/359

大阪府河内長野市のア
スベスト（石綿）工場近
くに住んでいた元会社
員、森本隆一さん（当時
52歳）が昨年4月、石綿
関連がんの肺腫で死亡
していくことが分かつ
た。また、この工場で使
う器具の手入れを請け負
った男性は、石綿の影響
が疑われる肺線維症で亡
くなっていた。森本さん
は、地元町会は2人の死
亡と工場が排出した石綿
に何らかの関係があるの
ら結婚までの24年間石
綿板を製造していた同市
栄町の「東洋」（旧東洋
石綿関連工場の周辺住
民が中皮腫で死亡したの
はクボタ日神崎工場兵
庫県）、ニチアイス寺寺工
場（奈良県）、同社羽島
工場（岐阜県）、竜田工
場から飛散物で自
業（余農県）など数ヶ所
に石綿関連の職業歴はな
く、地元町会は2人の死
亡と工場が排出した石綿
に何らかの関係があるの
ら結婚までの24年間石
綿板を製造していた同市
栄町の「東洋」（旧東洋
石綿）から約100mが離
れたところで生活。工場
の構を通って通学、敷地
内でよく遊んだといい、
近所に住んでいた主婦は
石綿関連はなかった。
東洋は1911年創立
で、戦時中は海軍指定工場
として軍艦用石綿板など

も製造。約5年前、元従業員1人が石綿肺で死亡し労災認定を受けたほか、従業員8人がじん肺になった。01年から石綿は使っていないという。

してきた。森本さんの中皮腫との関係は分からぬい。地元で説明会を開く」と話す。森本さんの口啓二さん(56)は「弟の死を知らせる上で他の患者の支援につなげたい」と話している。関西労働者安全センター(大阪市06・6943・1527)が元従業員や周辺住民の相談に応じている。

2006年7月13日付毎日新聞

河内長野市のアスベスト
河内長野市アスベス
ト(石綿)工場近くに住ん
でいた森本隆一さん(当
時52歳)が石綿関連がん
の中皮腫で昨年4月に死
亡した問題で近隣住民
らでつくる市民団体が26
日、同市の河内長野駅前
で被害の実態調査を行
政などに求める街頭署名
活動をした。写真・森本
さんは生まれてから24年
間石綿板を作っていた
同市栄町の「東洋(旧東
洋石綿)から約100人
のところで暮らしてい
た。

石綿被害の調査求め 市民団体が街頭署名 河内長野駅前



2006年8月27日付毎日新聞

「河内長野アスベスト
被害者とその家族の会」
(大北保隆会長)と、クボ
タ白神崎工場尼崎市)な
どの周辺住民の中皮腫患

者名は今後も受け付け
け、国や府、市に提出す
る。問い合わせは大北会
長(0721・52・64
05)。
【野田武】

者を支援する「中皮腫・
アスベスト疾患・患者と
家族の会」が協力を訴え
た。1時間で534人が
署名に応じ、富田林市の
無職男性(68)は「国や行
政が経営優先の政策を取
ったから起きた被害だ」と
話した。

安全センターは工場の操業実態や被害の全容解明を進めるとともに、工場内外の被害者への補償を含めた対応を会社に求めていかなければならないと考えている。

また、東洋と同様の事案が他の地域にもあるのではないかという懸念があり、この点での取り組みも進めていきたい。

図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター [編]

怖がっているだけではもういけない！

1260円(税込み) 朝日新聞社

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。

2006年アジア・アスベスト会議レポート

Protecting People from Asbestos

吉崎 和美

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会)

「2006年アジア・アスベスト会議」がタイ、バンコクにおいて7月26日、27日の2日間にわたって開催されました。会議には、アジア、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアなどから、政府関係者、医師 研究者、NGO関係者、石綿被害者など300人以上が参加しました。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」からは、古川和子、吉崎和美の2名が参加し、それぞれ発表を行いました。

初日の「被災者のエンパワーメント・リスク認識」のセッション4では、古川和子さんによる、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の経験」と題された発表が行われ

ました。今回の会議はすべて英語で行われたために、発表は私が代わりにすることになっていましたが、自己紹介は古川さんご自身でやりましょう、ということになり簡単な自己紹介文を急ぎよ練習してもらい発表に臨みました。古川さんが自分の名前、日本から来たということ、英語が喋れないので発表は代わりの者がするということを告げると拍手が沸き起こりました。2日間すべての演者の発表を聞きましたが、発表の前に拍手を頂いたのは古川さんただ一人だけでした。そしてこれまでの「患者と家族の会」の活動の写真、多くの被害者の方の写真を順にスライドに映しながら心を込めて語

りかけました。発表の主な内容は、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の成り立ちと概要、会の活動内容、古川さんご自身の体験とクボタショックの発端となった患者さんとの出会い、アジア諸国に向けてのメッセージなどです。最後に、今現在、世界中で多くの人がアスベスト被害に苦しんでいるということ、そして残念ながら今後も多くの人がアスベスト被害者になると



会議で発言する吉崎さん（左）と古川さん

いう事実、大切な人を失った家族は今も深い悲しみにあるということ、私達、アスベスト被害者は決してこの苦しみを忘れることができない、だからこそできること、やるべきことがたくさんあり、私達のアスベストに対する闘いはこれからもずっと続していく、というメッセージを世界中に向けて発表を締めくくりました。舞台に立っていた

私達は気づきませんでしたが、古川さんの発表後、立ち上がって拍手をしてくれた人が多くいたということでした。

この会議に先立って、患者と家族の会・関西の会員さん達が、美しい千羽鶴を一羽一羽、心を込めて自宅で折って下さいました。会議初日の夜、レセプションが行われ、その場で私達は折鶴を皆に紹介する機会を与えてもらい、各国の参加者にひとりずつ手渡して喜んでもらうことができました。会議に参加した患者と家族の会員は二人だけでしたが、日本の多くの会員さん達の気持ちを折鶴に託して世界中の人々に伝えられたことは本当に素晴らしいことでした。

二日目は、ワークショップという形で、各分野に別れて行されました。今度は私が、昨年2月に中皮腫で他界した父のことを話すことになっていました。自分の発表の順番を待つ間にずっと思っていたことは、自分は一体なぜ、タイに来て会議に出席しているのだろう、ということでした。アスベストにさえ関わらなければ、タイに来ることもなく、今とは違った形でもっと穏やかな日々



折鶴を紹介する二人

を過ごすことができただろうに…。今頃、私は何をしていただろうか。などいろいろなことを考えてしまい、とても気持ちが乱れた中で私の順番がやってきて、父が中皮腫を発症するに至った経緯、家族で立ち向かった闘病生活、現在の思いなどを、やつの思いで言葉にして発表を終えました。発表を終えた後、もっと落ち着くべきだと反省しましたが、多くの人が私のところにやって来て、「あなたの発表にとても心を打たれた」と声をかけてくれたことで少し救われた気持ちになりました。

「全世界でのアスベスト使用の全面禁止」に向けて、実際にアスベストの被害を受けた者、またその家族は大きな役割を担えるのだということ、そしてアスベスト問題に関わっている各国の人々がそれぞれの分野でそれぞれに尽力していることを、この二日間の会議を通して改めて肌で実感することができました。ほんの3、4年前まではアスベストとはまったく無縁に生きていた私にとって、今回のアジア・アスベスト会議は非常に意義深いものとなりました。

アスベスト報道ダイジェスト 2006年7月

7/1 新潟県佐渡市教委は市立両津小学校で6月30日午後、アスベスト除去工事現場からアスベストが飛散し、児童8人と校長、養護教諭の計10人が吸引した可能性があると発表。

7/5 神奈川県横須賀市の米海軍横須賀基地の日本人従業員が中皮腫で、横須賀労働基準監督署に労災申請したと全駐労横須賀支部が発表。米軍基地の現役従業員では国内初めて。

横浜市鶴見区の朝日石綿横浜工場の周辺住民9人から胸膜肥厚斑が見つかったことが横浜労災病院の武内浩一郎医師の調査で分かった。58-85歳の男性6人、女性3人で、同工場の半径4キロ以内に20-85年間住んでいた。

7/6 柿本善也奈良県知事はアスベストを扱っていた2事業所に実態調査の資料を要請し、疫学調査の実施のために調査中であると明らかにした。

アスベストによる健康被害問題で、環境省は新たに療養中の48人を被害者と判定。判定は2回目で被害者と認められた療養中患者は計75人。

7/8 建築現場で片付けや清掃のパートをしていた横須賀市内の女性2人が中皮腫と診断され、横浜南労働基準監督署に労災申請し認定されていたことが分かった。

7/11 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」奈良支部は、竜田工業に申し入れを行い、石綿使用実態や健診データ、事実経過などに関する情報公開と住民説明会の実施や患者、家族との誠実な話し合いに基づく謝罪と補償などを求めた。

じん肺などで、日米地位協定の民事特別法に基づく損害賠償を求めていた米海軍横須賀基地の元日本人従業員4人に、国側が責任を認め総額約5600万円を支払った。

全国の労災病院で昨年9月から今年3月までに石綿にかかわる健康診断を受けた1万5169人のうち、仕事で石綿に暴露し、肺がんや中皮腫と診断された人が13人いたことが独立行政法人労働者健康福祉機構のまとめで分かった。仕事中に石綿に暴露したのは1万3678人。うち18%の2428人に胸膜が厚くなるなどの医学的所見があった。

沖縄電力は会見で今年1月に肺がんで死亡した元職員の遺族が、原因是石綿として那霸労基署に労災申請したと発表。

アスベスト製品製造工場「アイコー九州製造所」(大分県宇佐市、99年閉鎖)の元従業員10人が、胸膜肥厚で、健康管理手帳を大分労働局から交付された。県が実施した健康診断で13人に胸膜肥厚の診断、家族の1人を除き元従業員らが中津労働基準監督署に交付申請した。

環境再生保全機構が、1997年に死亡したさいたま市の会社員小菅仁さんについて、アスベスト救済新法の弔慰金支給などを決めていた。妻らが起こした損害賠償請求訴訟では、アスベストとの因果関係が認められず、敗訴が最高裁で確定。

7/13 大阪府河内長野市の「東洋」から約50Mに住んでいた会社員森本隆一さんが昨年4月、中皮

腫で死亡した。森本さんは石綿関連の職歴はない。「東洋」は2001年まで石綿板などを製造。

7/15 四国電力西条火力発電所に勤務し、中皮腫で1984年に死亡した男性と、退職後の99年に死亡した男性の元社員2人の遺族に対し、新居浜労働基準監督署が、アスベスト救済新法の特別遺族年金の支給を決定していたことがわかった。

7/18 泉南市内の三好石綿工業の従業員や周辺住民を対象にした健康被害相談会が開かれ、約40人が参加した。泉南地域の石綿被害と市民の会と大阪じん肺アスベスト弁護団の主催。

7/19 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺に住むなどして中皮腫になった2人の肺から、多量の青石綿が検出された、と中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長の名取雄司医師が公表。工場の石綿使用と、周辺住民らの中皮腫多発については、病理学的にも裏付けられるデータになる。

7/20 東京都の村井浩さんが、工事現場で石綿肺になったとして、国に労災保険の不支給処分の取り消しを求める訴訟を東京地裁に起こした。村井さんは「労働者としての粉じん作業従事期間が、事業主としてのそれより短い」と労災による救済の枠外に置かれているという。

7/24 アスベストの健康被害救済新法に基づく給付金の企業負担割合を検討する有識者検討会の第1回会合が東京都内で開かれた。

7/25 環境省は、アスベストによる健康被害の実態を把握するため、兵庫県尼崎市、大阪府泉南地域、佐賀県鳥栖市の3地域の住民を対象にした「健康リスク調査」を始める。調査は、各地域に委託し尼崎市は8月、泉南地域は11月以降、鳥栖市は10月から実施するとしている。

7/26 2006年アジア・アスベスト会議が26日から2日間の日程でタイのバンコクで開幕。会議には17カ国・地域の政府やNGO関係者、医師ら約300人が参加。日本の患者団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」副会長の古川和子さんは日本の悲劇から学ぶよう呼びかけた。

7/27 南海電鉄は、01年4月に中皮腫で死亡した元社員が大阪南労働基準監督署から労災認定を受けたと発表。男性は路面電車の整備に従事していたが、モーターの制御器の一部にアスベストを使った部品を取り扱うことがあったという。

7/28 旭硝子は中皮腫や肺がんなどで労災認定を受けた元従業員に対し、最大3300万円の補償金を支払うことを発表。旭硝子では、中皮腫などで、計4人が死亡。

7/29 中皮腫は、基本的に肺の表面にできる胸膜ブラークの有無をエックス線の画像で確認できるとされてきたが、実際は4割の患者は画像では確認できていないことが独立行政法人の労働者健康福祉機構の調査でわかった。

製造業元方事業者による 総合的安全衛生管理のため の指針

改正労働安全衛生法を読む②

具体的な実施事項を明示 「定期的な協議の場」の設置も

この8月1日厚生労働省は、「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について」という通達を発し、改正労働安全衛生法で新たに設けられた製造業における元方事業者の連絡調整義務の具体的な指針を公表した。

内容は「元方事業者が実施すべき事項」と「関係請負人が実施すべき事項」について具体的に示されたものとなっている。

まず元方事業者が実施すべき事項としては、連絡調整の具体的な内容を例示して措置を講ずるよう求めている。たとえば「ア」では機械等の運転と点検について、開始、終了の連絡や時間帯の制限などについて元方事業者が連絡調整を行うこととしている。その工場の主である事業者が連絡調整を行うのは当然のことだが、これまでには労働安全衛生法上何の規制もなかった。

さらに元方事業者は関係請負人と協議を行う場を設置運営しなければならない。そ

の協議の場への参加者としては、元方の統括管理を行う者、安全管理者等、それに職長、請負人は選任された責任者、安全管理者等ということになる。協議した結果については労働者に周知しなければならない。このように必要な情報を共有し共通認識を持つという労災防止に不可欠な作業が義務付けられたことの意義は大きい。

また作業場所の巡視についても定期的な実施をもとめ、請負人の労働者の健康診断の実施についても日程調整をはじめ様々な配慮を求めるものとなっている。

請負人が実施すべき事項としては、上記の各取り組みへの参加以外に、連絡調整等を統括管理する者を選任し、それを元方事業者に通知するなどがある。

そしてこうした必要な安全衛生管理体制を確保できない事業者には仕事を請け負わせないことを求めている。

全体を通していえることは、改正労働安全衛生法の条文で設けられた「連絡調整」等の中身を具体的に示すことにより、元方事業者の責任の所在がこれまでに比べ誰の目にも明確になったことである。これまで労

災民事損害賠償請求訴訟の際に、結果に対する元方事業者の責任は認められてきたが、災害防止のための元方責任が規定されたことが大きい。

ただ、たとえば ILO の OSHMS 2001 で求められている、「請負事業者の労働者に元方と同等の安全衛生に関する要求事項を確保する。」という状況にこれらの措置で近づけるかどうかということが問題としてあげられるだろう。実際問題でどのような働きやすさが作り上げられるのか、複数事業者の労働者が混在するという限界の上での話しだが、こことのところは労働組合の取り組みにも大きな課題が課せられているともいえるのである。

ちなみに ILO の OSHMS 2001 の「3.10.5. 契約」には次のように記されている。

3.10.5.2. 現場で作業する請負事業者についての施策が、以下のように定められるべきである。

(a) 請負事業者を評価し選定するための手続

きに、OSHに関する判定規準が含まれている。

- (b) 作業を開始する前に、事業主と請負事業者の適切なレベル間に有効で継続的なコミュニケーションと調整関係を構築する。これには、危害要因およびそれらの危害要因を予防し制御する対策を通知するための項目が含まれる。
- (c) 請負事業者の労働者が事業場のための作業中に受ける作業に関連した負傷、不健康、疾病、事故を報告するための施策を含む。
- (d) 作業を開始する前に、また必要があれば作業の進行に合わせ、請負事業者またはその労働者に作業場の安全衛生に関する危害要因についての適切な意識向上策と訓練を提供する。
- (e) 作業現場における請負事業者の活動のOSHについての実績を定期的に点検する。
- (f) 現場のOSHの手続きと施策が請負事業者によって守られることを確保する。

(次ページより通達)

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円
●申し込み：全国安全センター Tel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail:joshrc@jca.apc.org
URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

基発第0801010号
平成18年8月1日
都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
製造業における元方事業者による総合的な
安全衛生管理のための指針について

製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。また、関係請負人の労働災害の発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

これら関係請負人は、設備の修理、製品の運搬等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の事業場構内であることから、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）においては、従来から、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に一定の義務を課してきたところであるが、今般、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）により、製造業（造船業を除く。）の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。

これに伴い、造船業を除く製造業において、元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理（以下「総合的な安全衛生管理」という。）を確立するため、別添1のとおり「製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」を策定した。

また、造船業についても従来から法第3

0条等に基づき特定元方事業者として作業間の連絡調整の実施等が義務付けられているところであり、同様に総合的な安全衛生管理を確立するため、併せて別添2のとおり「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」を策定した。

これらの指針は、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

貴職におかれでは、関係事業者がこれら指針に基づく実効ある安全衛生管理を実施するよう、あらゆる機会をとらえてこれら指針の周知及び指導に努められたい。

なお、別添3のとおり、関係団体に対し、これら指針の周知等を図るよう要請したので了知されたい。

（別添1）

製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針

第1 趣旨及び適用範囲

1 本指針の趣旨

製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。また、関係請負人の労働災害の発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

これら関係請負人は、設備の修理、製品の運搬等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の事業場構内であることから、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）においては、

従来から、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に一定の義務を課してきたところであるが、今般、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害（以下「混在作業による労働災害」という。）を防止するため、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）により、製造業（造船業を除く。）の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。

本指針は、製造業（造船業を除く。）における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理（以下「総合的な安全衛生管理」という。）を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

2 本指針の対象

本指針は、製造業（造船業を除く。）に属する事業の元方事業者（以下本指針において単に「元方事業者」という。）及び関係請負人を対象とする。

なお、事業者が、設備の改修の全部を建設事業者に発注する場合など仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合は、当該事業者は元方事業者には該当しないが、第2の9及び12の（1）等法令に基づき注文者が実施しなければならない事項は、当然に遵守する必要がある。

第2 元方事業者が実施すべき事項

元方事業者は、総合的な安全衛生管理を確立するため、以下の事項を実施すること。

1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施

（1）作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等

元方事業者は、総合的な安全衛生管理の体制を確立するため、元方事業者の事業場全体の労働者の数（元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者を合わせた労働者数）が常時50人以上である場合は、作業間の連絡調整等2以下に掲げる事項を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させること。

（2）安全衛生に関する計画の作成及び実施

元方事業者は、労働災害防止対策として実施すべき主要な事項（関係請負人に対して実施する事項を含む。）を定めた安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」という。）を作成し、関係請負人に周知させること。また、安全衛生計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。

2 作業間の連絡調整の実施

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、隨時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間ににおける作業間の連絡及び調整を行う必要があること。（法第30条の2第1項）

作業間の連絡調整の具体的な内容は、混在作業の内容に応じ異なるが、次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に定める措置を講じること。

また、作業間の連絡調整の具体的な実施は、作業発注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する、現場における作業開始前の打合せにおいて関係請負人に指示する等の方法によること。

ア 一の作業に用いられる一連の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合	それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置
イ 複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合	作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置
ウ ある関係請負人が溶鉱等の高熱溶融物の運搬等周囲に火災等の危険を及ぼす作業を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	周囲での作業に係る範囲の制限等の措置
エ ある関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合	通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置
オ ある関係請負人が物体の落下を伴うおそれのある作業を、別の関係請負人がその下の場所で別の作業を行う場合	落下防止措置に関する指導、物体の落下のおそれがある場所への立入り禁止又は当該場所で作業を行う時間帯の制限等の措置
カ ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合、設備の安全装置を解除する場合等	その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置
キ ある関係請負人が化学設備を開放し、当該化学設備の内部に立ち入って修理を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合	化学物質等の漏洩防止に関する指導、作業を行う時間帯の制限、法第31条の2の化学物質等の危険性及び有害性等に関する情報の提供等の措置
ク その他、元方事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合	当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置

3 関係請負人と協議を行う場の設置及び運営

元方事業者は、関係請負人との間において必要な情報を共有し、共通認識を持つことが混在作業による労働災害防止に当たって有効であることから、関係請負人の数が少ない場合を除き、関係請負人と協議を行う場（以下「協議会」という。）を設置し、定期的に開催するとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内

容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも協議会を開催すること。

協議会の参加者及び議題は、次によること。

ア 参加者

(ア) 元方事業者

- a 作業間の連絡調整等の統括管理を行う者
- b 安全管理者及び衛生管理者又は安全衛生推進者（以下「安全管理者等」という。）

c 職長等

(イ) 関係請負人

a 第3の1により関係請負人が選任する責任者

b 安全管理者等

イ 議題

議題には、①安全衛生に関する方針、目標、計画であること、②作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施に関する事項、③労働者に対する教育の実施に関する事項、④クレーン等の運転についての合図の統一等に関する事項、⑤作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置に関する事項、⑥労働災害の原因及び再発防止対策に関する事項等があること。

4 作業場所の巡視

元方事業者は、連絡調整の実施状況等現場の状況を確認することが混在作業による労働災害の防止に当たって有効であることから、定期的に、混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を巡視すること。また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等においても同様に巡視すること。

巡視に当たっては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第6条による安全管理者の職場巡視や、3の協議会においてパトロールを実施する場合の当該パトロールに併せて実施するなど、事業場全体の安全衛生管理活動との関連性を考慮して効果的かつ効率的に実施すること。

5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助

元方事業者は、必要に応じ、関係請負人

が行う労働者の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、場所の提供、資料の提供等を行うこと。

6 クレーン等の運転についての合図の統一等

元方事業者は、クレーン等の運転についての合図の統一、事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等を行う必要があること。（安衛則第643条の3から第643条の6まで）

7 元方事業者による関係請負人の把握等

（1）関係請負人の責任者等の把握

元方事業者は、作業間の連絡調整、協議会の設置運営等の円滑な実施のため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、作業間の連絡調整等を統括管理する元方事業者に属する者との連絡等を行う責任者（第3の1）の選任状況及び安全管理者等の選任状況を通知させ、これを把握しておくこと。

また、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、関係請負人が作業を開始することとなった日以前の作業間の連絡調整の措置、クレーン等の運転についての合図の統一等及び協議会における協議内容のうち、当該関係請負人に係る必要な事項を周知させること。

（2）労働災害发生のおそれのある機械等の持込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人が防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害发生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、当該関係請負人に、事前に通知させこれを把握しておくとともに、定期自主

検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。

8 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

元方事業者は、関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第28条の2第1項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は元方事業者自らが当該関係請負人と協議の上、これを講じること。

9 危険性及び有害性等の情報の提供

元方事業者は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を作成し、当該関係請負人に交付する必要があること。(法第31条の2)

10 作業環境管理

元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等について、必要な指導を行うこと。

なお、元方事業者の労働者と関係請負

人の労働者の作業が同一の場所で行われている場合における作業環境測定については、一の事業者が作業環境測定を行い、その結果を共同利用することとしても差し支えないものであるため(昭和50年8月1日付け基発第448号通達の記の第5の第65条関係)、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、当該測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できること。

11 健康管理

関係請負人の労働者の健康管理は当該関係請負人が行う必要があるものであるが、元方事業者は、関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、自らの労働者に対して実施する健康診断と関係請負人がその労働者に対して実施する健康診断を同じ日に実施することができるよう日程調整する、関係請負人に対して健康診断機関を斡旋する等の措置を行うこと。また、元方事業者は、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。

12 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

元方事業者は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、元方事業者は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮する必要があること。(法第3条第3項)

このため、元方事業者の組織内にお

ける安全衛生管理部門並びに設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

なお、これらの事項は、仕事の全部を注文し自らは仕事を行わない事業者についても同様であること。

(2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等

元方事業者は、関係請負人及びその労働者が法令の規定に違反しないよう必要な指導及び違反していると認められる場合における必要な指示等を行う必要があること。(法第29条)

(3) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの(民法(明治29年法律第89号。以下「民法」という。)第632条)であり、注文者と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、元方事業者と関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合(具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)」により判断される。)には、請負形式の契約により仕事が行われっていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の適用を受けることになる。この場合、元方事業者は、当該労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

第3 関係請負人が実施すべき事項

1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任

関係請負人は、元方事業者が第2の1

(1)の作業間の連絡調整等を統括管理する者を選任した場合は、当該者との連絡その他労働災害を防止するために必要な事項を実施する責任者を選任し、当該事項を実施させること。

2 作業間の連絡調整の措置の実施

関係請負人は、第2の2の元方事業者による作業間の連絡調整の措置のうち、当該関係請負人に関する事項について、その使用する労働者に周知させ、これを確実に実施すること。

3 協議会への参加

関係請負人は、元方事業者において第2の3の協議会が設置された場合は、第2の3のア(イ)の者等を参加させるとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

4 クレーン等の運転についての合図の統一等

関係請負人は、クレーン等の運転についての合図を定めるときは、元方事業者が統一的に定めたクレーン等の運転についての合図と同一のものを定める必要があること(法第32条第1項、安衛則第643条の3第2項)。

事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等についても同様であること。

5 関係請負人に関する事項の通知等

(1) 名称等の通知

ア 関係請負人は、元方事業者から直接仕事を請け負った場合は元方事業者に対し、別の関係請負人から仕事を請け負った場合は当該別の関係請負人に對し、請負契約の成立後速やかに、第3の1により関係請負人が選任する責任者の選任状況、安全管理者等の選任状況を通知すること。

イ 関係請負人は、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、当該別の関係請負人から通知された情報についても、併せて上記アにより通知すること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の通知

関係請負人は、防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、元方事業者に対し事前に通知すること。また、持込んだ機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施する必要があること。

6 機械等を使用させて作業を行わせる場合の措置

関係請負人は、別の関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用させて作業を行わせる場合には、当該機械等について法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第28条の2第1項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該別の関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該別の関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該別の関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は当該関係請負人自らが当該別の関係請負人と協議の上、これを講じること。

7 危険性及び有害性等の情報の交付

関係請負人は、化学設備等の改造等の

作業における設備の分解又は設備の内部への立ち入りを別の関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を当該別の関係請負人に交付する必要があること。(法第31条の2)

8 健康管理

関係請負人は、元方事業者がその労働者に対する健康診断の実施日に合わせて関係請負人の労働者に対する健康診断を実施することができるよう日程調整した場合は、その日に健康診断を受診されることにより、労働者の受診率を高めること。

なお、関係請負人の労働者の健康診断結果等の労働者個人の健康情報については、当該関係請負人が責任を持って取り扱う必要があること。ただし、作業環境の管理や就業上の措置を講じるに当たって、元方事業者が関係請負人の労働者個人の健康情報を取り扱う必要がある場合は、当該関係請負人がその旨を当該労働者に説明し、本人の同意を得た上で元方事業者に提供すること。

9 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

関係請負人が、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、この場合、関係請負人は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付

さないように配慮する必要があること（法第3条第3項）。

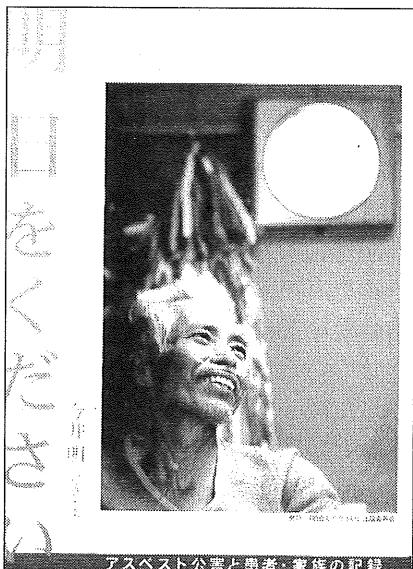
（2）適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの（民法第632条）であり、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、関係請負人が仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせた場合で、当該関係請負人と当該別の関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合（具体的には「労働者派

遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により判断される。）には、請負形式の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働

者派遣法の適用を受けることになる。この場合、当該関係請負人は、当該別の関係請負人の労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

（別添2、別添3は省略）



アスベスト公害と患者・家族の記録

発行／『明日をください』出版委員会

B5版108ページ／定価1500円（送料別）

連絡先

■中皮腫・じん肺・アスベストセンター
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5F
TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766
E-mail info@asbestos-center.jp
URL http://www.asbestos-center.jp/

■関西労働者安全センター
TEL 06-6943-1527 FAX 06-6942-0278
E-mail koshc2000@yahoo.co.jp

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
今井 明 写真・文

『明日をください』

アスベスト公害と患者・家族の記録

韓国からのニュース

■労災死亡『電光板』を設置する／工団地・流動人口の多い全国40ヶ所に設置

15日、労働部は「政府が労働災害、特に死亡災害の深刻性を国民に積極的に知らせるために、主要な工業団地と流動人口が多い全国主要40ヶ所に『労働安全電光板』を設置する」ことを明らかにした。

警察庁の『交通事故電光板』や環境部の『汚染数値電光板』のように、 국민に労働災害と死亡災害の深刻性を知らせ、警戒心を高めるために直接国民が接することができる電光板によって広報することにした。

総額38億ウォンの予算が投入されるこの電光板には、死亡災害を始め労働災害の現況と安全保健ニュース、キャンペーンなど、多様なコンテンツを毎日動画とともに字幕で流す予定である。電光板を運営する韓国産業安全公団は、7月中に施工業者を選定して今年の末までに設置を完了し、来年から本格的な運営を開始する計画である。

2006年6月15日毎日労働ニュース



■「両大労総の協調で産業災害保険を改善する」ウォンジン産業災害者協会／産業災害保険制度改善論議は労使政代表者会議で

いま労使政委員会で論議されている労災保険制度改善論議を、民主労総が参加している労使政代表者会議で論議しなければならないという被災労働者の声が高い。労災(支援)団体の大多数が民主労総と活動しているため、現在民主労総が抜けている労使政委での論議に、これらの声が反映されるには限界があるというのである。

国内の代表的な被災労働者団体であるウォンジン産業災害者協会(ウ産協)は、26日に両大労総にそれぞれ意見書を送り、労使政代表者会議で両大労総が協調して労災保険制度改善の論議がなされるのを希望する要請した。ウ産協は「去年発表された労働部が準備した労災保険制度改善案は、長期療養患者を減らすために休業手当の2年支給制限など、労働災害被災者を不安で震えさせている」。「労使政委に論議の単位が移された後、ウ産協は労使政委の論議に参加すると要請したが、労使政委の幹事会で参観を拒否された」と主張した。「ちょうど民主労総が労使政代表者会議に復帰することを決めたので、両大労総の強い協調で労災保険制度改悪阻止ができるのではないかと期待をするようになった」と両大労総が協調して一緒に論議に向かうように要請した。ウ産協の関係者は「民主労総が参加する中で労災保険制度改善論議になることが被災患者全体の念願」と言い、「労使政代表者会議にもこのような立場を伝える計画で、来月6日頃開かれる労使政代表者会議で直接説明するように要請した」と明らかにした。

7月の新聞記事から

7/3 兵庫県姫路市の山陽自動車道の姫路西インター付近で大型トラックが壁面の金網フェンスを突き破って転落。運転手と積荷の牛10頭が死亡。

青森県六ヶ所村の再処理工場で作業員が内部被ばくした問題で、日本原燃は、最初の工程でブルトニウムを取り除く処理を行わなかったうえにその後の検査でもブルトニウムが残っていることを見逃すという二重のミスが原因と公表。

7/4 フランス料理の三国清三シェフが、従業員に、「仕事が遅い」などと電話の受話器を投げつけるなどしてけがをさせていたことがわかった。警視庁四谷署は、傷害容疑で書類送検する。

滋賀県彦根市の名神高速道路で昨年11月、日系ブラジル人7人が死亡した多重衝突事故で、トラック運転手に労使協定の限度時間を超える残業をさせていたなどとして、京都南労働基準監督署は労働基準法違反の疑いで、勤務先の運送会社「協利」と同社の配車係長を書類送検した。

西野田労働基準監督署は、今年3月14日、国道43号上の辰巳橋の補修工事で従業員が川に転落し水死した問題で、兵庫県姫路市の足場組み立て解体工事業の男性経営者を労働安全衛生法違反容疑で大阪地検に書類送検した。

7/7 国発注のトンネル建設現場で働いた19道府県の49人が国の責任を問い合わせ、全国11地裁でおこしたトンネルじん肺根絶訴訟で、東京地裁は、1986年末ごろまでに国は省令制定などの措置を新たに講ずべき義務が生じたのに怠ったとし、86年末以降に建設作業した44人に総額6930万円の賠償を命じた。のこり5人は、じん肺になるほどの粉じんにさらされていないとして棄却。

バリ市内のホテルで脳疾患を発症し体に障害が残ったのは、長期間の過重な業務が原因だとして、全日空の国際線機長が、休業補償などを求めて大田労働基準監督署に労災申請をした。

7/10 消防署の巡察に備え、会社が保管していた危険物の運搬作業を終えた直後に心筋梗塞で死亡した東京都の顔料メーカー課長の妻が、労災と認めなかつた立川労働基準監督署の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は労災と判断して処分を取り消し遺族補償の支給を認めた。

7/11 岡山県高梁市の国道313号で、高梁署員に職務質問された男が高梁川に飛び込んだため、巡查長が後を追つて川に飛び込んだが、深みに足をとられて流され、翌日下流で遺体で見つかった。

青森県六ヶ所村の日本原燃使用済み核燃料再処理工場で作業員の内部被ばくが相次いだことで、同社は社員に求めていた社内の資格取得を、下請けの協力会社の作業員全員に義務付ける。

7/12 富士通でコンピューターソフトの開発を担当している神奈川県厚木市の社員の自殺について、厚生労働省が労災認定を認めた。両親が東京地裁に不支給取り消しを求める訴えを起こし、係争中の先月30日に国が一転して認定。

7/13 国発注のトンネル建設工事現場で働き、じん肺になつた元作業員ら計196人が、国に損害賠償を求めた訴訟の判決が熊本地裁であり、裁判長は国の責任を認め、原告160人に、賠償を命じた。

7/15 野洲市大篠原の村田製作所野洲事業所で、工場排水貯水槽内を清掃していた清掃業者3人が、気分の不調を訴え病院に搬送。その後工場内

で粉末ニッケルを作っていた作業中の男性が、ろ過装置から噴出したアルカリ性廃液を顔面に浴び軽傷と労災が2件相次いだ。

7/19 トンネル建設工事でじん肺になつた元労働者らが国に損害賠償を求めた訴訟で、敗訴した被告の国側は、東京地裁判決と熊本地裁判決を不服として控訴した。原告側も21日に全員控訴。

和歌山市の医薬品原薬製造会社実験棟で、薬品を調合中、有毒ガスなどが発生し社員ら2人が倒れ、1人は死亡、もう1人も意識不明の重体。

長野県岡谷市湊の土石流災害で、救助活動中だった同市消防団員が、崩れてきた土砂に巻き込まれ死亡した。

7/20 引越社関西の姫路支店長代行が過労状態の運転手に運転を命じたとされる事件で、道路交通法違反の罪で大阪簡裁は支店長代行に罰金30万円の略式命令を出し、支店長代行は即日納付した。

NTT奥村過労死裁判の控訴審判決が、札幌高裁であり、一审判決を支持、原告勝訴。2002年に亡くなった奥村喜勝さんの過労死で妻が死の原因と責任を明らかにすることを求めていた。

橋本労働基準監督署は、今年3月に橋本市の京奈和自動車道建設工事現場で作業員1人が生き埋めになって死亡した事故で、工事を請け負っていた丸工業と同社の工事部長を労働安全衛生法違反容疑で和歌山地検に書類送検した。

7/21 京都市伏見区の接着剤製造会社「服部商店淀工場」で、クレーンを使って重さ約350キロの袋をつり上げていた従業員が、足を滑らせて転倒し操作を誤り落ちてきた袋の下敷きになり死亡。

北海道内の炭鉱で働き、じん肺になつた患者ら229人が国に損害賠償を求めた北海道新石炭じん肺訴訟で、原告のうち121人が、札幌地裁で和解した。和解条項には、国による謝罪と粉じん対策に努めることなどが盛り込まれた。

7/22 滋賀県日野町の「ダイワク滋賀事業所」の建物の屋根裏で、電線などの移設作業を行っていた電気工事会社員感電し死亡した。

7/24 労働安全衛生法違反などの容疑で長崎市国分町の会社員を逮捕した。05年11月、男性2人を従業員として雇用する際、同法で定められた健康診断をしなかつた疑い。2人の派遣先の重機製造会社に健康診断書を偽造して提出した疑い。

7/26 熊本県山鹿市の上内田川で課外活動中、川に転落した小学校5年の男子児童を、担任教諭が川に飛び込んで助け上げた後に流されて、水死。

7/27 大阪市東成区の大阪市営地下鉄中央線綠橋駅の駅長室で、作業員が、解体していたコンクリート製間仕切り壁の下敷きになり、死亡した。

熊本、東京地裁で国の責任が相次いで認められたトンネルじん肺訴訟で、九州訴訟の原告は熊本地裁判決に不服があると福岡高裁に控訴。

99年12月に過労自殺した神奈川県の男性の遺族が「労働時間を自由に決められる裁量労働制で、過重労働を強いたのが原因」として、勤務先だったコマツに約1億8200万円の賠償を求めた訴訟は、東京地裁で和解が成立した。

7/28 東京労働局管内の労働基準監督署が05年に過労死・過労自殺で労災認定された48人について調査した結果、6割以上が労働時間を自己管理する側だった。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

関西労災職業病

8月号(通巻361号) 06年8月10日発行

(毎月一回10日発行)

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパー・リリーフ) NEW! Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用 Relief	グレー・ブルー	ウェスト 骨盤回り	56-65 64-72	65-85 70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社
KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259